

# 多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付規程

制定：令和2年5月 7日

改正：令和2年7月14日

一般社団法人環境パートナーシップ会議

## （通則）

第1条 地方公共団体又は民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対する多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車対策・普及推進事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

## （交付の目的）

第2条 この規程は、交付要綱第2条の目的を達成するため、一般社団法人環境パートナーシップ会議（以下「事務局」という。）が、補助事業者が実施する高齢者向けの電動アシスト自転車貸出事業（以下「補助事業」という。）に対して、その費用負担を軽減するための当該費用の一部を助成する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

## （交付の対象及び補助率）

第3条 事務局は、別表1の補助要件を満たす補助事業について、審査結果を取りまとめ、経済産業省と協議した補助事業を実施する補助事業者に対して、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表2のとおりとする。

## （交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## （交付決定の通知）

第5条 事務局は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を

審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、経済産業省と協議した上で交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 事務局は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、経済産業省又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 事務局は、前項の承認をする場合において経済産業省と協議を行うものとし、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方と

してはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不  
適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を  
求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じな  
ければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施  
する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。
- 7 事務局は、第4項の承認に際して、あらかじめ経済産業省の承認を得るものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一  
部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協  
会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的  
会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機  
関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づい  
て債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条  
又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第10  
4号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場  
合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をと  
どめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法  
第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定  
する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、  
又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへ  
の質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額  
その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立  
てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応につ  
いては、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない  
こと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局  
が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### (事故の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又  
は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を事務局  
に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは

速やかに様式第5による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月5日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、経済産業省と協議した上で交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第15条 事務局は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、第8条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、経済産業省と協議した上で第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第1項第4号の規定により第2項の返還を命ずる場合には、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、事務局が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (情報管理及び秘密保持)

第20条 事務局は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち補助事業者その他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 事務局は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事務局又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事務局による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この規程は、令和2年5月7日から施行（適用）する。

附 則

この規程は、令和2年7月14日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

以下の（１）及び（２）のいずれの要件も満たすこと。

（１）補助要件

補助対象地域	<p>電動アシスト自転車を貸し出す高齢者（令和２年度中に６０歳以上となる方。）の住居等から半径１キロ以内に鉄道の駅が所在しないこと。</p> <p>但し、半径１キロ以内に鉄道の駅が所在する場合であっても、実移動距離が１キロを超えている、または鉄道の一日の発着本数が少なく鉄道の利用が不便であるなどの状況により、補助対象地域として認められる場合がある。</p>
交通ルール等の再教育及び安全講習会の実施	<p>補助事業者は、電動アシスト自転車の貸出対象者に対して、自転車の基本的な交通ルール等の再教育を行うとともに、乗り方講習を含めた安全講習会を実施すること。</p> <p>安全講習会で実施すべき内容等について、別添１に定める。</p>
電動アシスト自転車の貸出	<p>補助事業者は、上記の安全講習会に参加し、電動アシスト自転車の利用に支障がないと判断された高齢者に対して、GPSロガー等のIoT端末を搭載した電動アシスト自転車を貸し出すこと。貸出期間は原則３ヶ月以上の期間とすること。</p> <p>電動アシスト自転車が満たすべき仕様について、別添２に定める。</p> <p>GPSロガー等のIoT端末が満たすべき仕様について、別添３に定める。</p> <p>貸出する電動アシスト自転車は、高齢者１人に対して１台を固定するものとし、複数人での共同利用は禁止する。</p> <p>貸し出しに当たり、各種利用条件やGPSロガー等のIoT端末を通じて行動範囲等のデータを収集すること等を定めた利用規約（交付決定に際して確認がなされたもの）を設け、同意書を利用者から取得すること。</p> <p>なお、貸出実績及び利用実績が著しく少ない電動アシスト自転車等については、補助対象として認められない場合がある。</p> <p>補助事業者は、貸し出しを行う電動アシスト自転車について、定期的な整備・点検を行い、安全性確保上の責任を負うものとする。</p>
利用者の行動範囲等のデータ収集・分析及び報告	<p>補助事業者は、貸し出した電動アシスト自転車に搭載されたGPSロガー等のIoT端末から取得した、利用者の行動範囲等のデータを収集、分析した上で、所定のデータ形式にて事務局に報告（データ提出）を行うこと。</p> <p>また、補助事業者は、電動アシスト自転車利用者に対してアンケートを実施し、その結果を併せて事務局に報告すること。アンケート項目は、事務局が設定した項目及び補助事業者が任意に設定する項目から構成するものとする。</p> <p>補助事業者は、利用者に係る情報及びGPSロガー等のIoT端末を通じて収集する情報について、個人情報保護法に準じた厳格な取り扱いを行うこと。</p>
事業完了後の電動アシスト自転車の貸出	<p>補助事業者は、補助事業の完了後も継続して電動アシスト自転車の高齢者への貸し出しを継続すること。</p> <p>貸し出しを継続する期間は、補助事業の交付決定日の翌年度末までとする。</p> <p>ただし、補助事業の完了後は、利用者の行動範囲等のデータ収集・分析及び報告を行う必要はない。</p>

（２）以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

<p>不支給要件</p> <p>1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員との関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適當である</p>
--



と事務局が認める場合。

- イ 偽りその他不正の手段によって、適正化法第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。
- ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。
- ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。
- ニ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）。
- へ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第14号に掲げる行為を行った場合。
- リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。
- ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。

## 2 次のいずれかに該当する事業者

- イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- へ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

## 安全講習会について

補助事業者は、電動アシスト自転車を貸し出す対象となるすべての高齢者に対して、下記に定める要件を満たす安全講習会を実施しなければならない。また、電動アシスト自転車の貸し出し対象となる高齢者は講習会で合格となる受講証明書を受けた方に限定する。

### 1. 安全講習会の内容

安全講習会として、以下の講義及び試乗の両方の実施を必須とする。

#### (1) 講義

以下の講義内容を含むものとする。

- ・ 自転車に関する道路交通法等守るべき交通ルールについて  
自転車安全利用五則を含む交通法規、交通ルールの周知  
高齢者の事故の特徴を踏まえた注意事項の説明
- ・ 電動アシスト自転車の特性について

#### (2) 実技

電動アシスト自転車を利用する予定の高齢者に対して、電動アシスト自転車の試乗を実施し、電動アシスト自転車を安全に利用することができる運動能力を有することを確認すること。確認にあたっては、以下の基準に基づき、補助事業者の責任において実施すること。

<高齢者が電動アシスト自転車を安全に運転できることの確認基準>

- ・ 電動アシスト自転車の乗降が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車で発進、停止動作が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車でスラローム等を含む運転が確実にできること
- ・ 電動アシスト自転車の駐車（移動、スタンド操作等）が確実にできること
- ・ 公道で自転車安全利用五則を守った運転ができること（交通ルールの遵守含む）

### 2. 受講証明書の発行

安全講習会を受講し、電動アシスト自転車を安全に利用できると認められた高齢者に対しては、受講証明書を発行すること。

なお、受講証明書には以下の項目を記載すること

- ・ 氏名
- ・ 管理番号
- ・ 安全講習会受講日
- ・ 安全講習会の実施主体者名（補助事業者名）
- ・ 合格した旨がわかる記載
- ・ 受講証明書発行日

また、補助事業者は、受講証明書を発行した合格者の名簿を作成し、保管すること。

## 別添2

### 電動アシスト自転車が満たすべき仕様

GPSロガー等のIoT端末を搭載した電動アシスト自転車を貸し出すこと。貸出期間は原則3ヶ月以上の期間とすること。貸し出しを行う電動アシスト自転車について、定期的な整備・点検を行い、安全性を確保する。

#### 1. 補助対象機器・サービス

##### ○電動アシスト自転車

自転車の安全面の観点から、国家公安委員会が型式認定を行っている駆動補助機付自転車であって、BAAマーク（※1）もしくはTSマーク（※2）が貼付されていること。

※1：一般社団法人自転車協会が制定した自転車安全基準に適合した自転車に貼付される自転車協会認証。

※2：自転車安全整備士によって安全な普通自転車であることを点検確認したときに貼付される点検整備済証

##### ○貸し出しを行う自転車に付保する保険

補助事業者は、交通事故等発生時の金銭的な対策として、貸し出しを行う自転車に傷害保険、賠償責任保険等を付保することを必須とする。

補助対象となる赤色TSマークの貼付を推奨するとともに、必要に応じて追加的な任意保険への加入（自転車に対して付保されるタイプ以外の保険は補助対象外）も併せて推奨するものとする。

##### ○ヘルメット

自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメットであり、安全基準適合表示であるSGマーク（※3）を取得もしくは（公財）日本自転車競技連盟（JCF）の公認を受けていること。

※3：一般財団法人製品安全協会が制定したSG基準を有するもの。

##### ○点検・整備

自転車の使用時に自転車販売店等において、定期的に空気圧、チェーン、バッテリー等の状態の点検・整備を行うこと。

#### 【補助対象とする例】

##### I 電動アシスト自転車

- ・ 2輪または3輪の電動アシスト自転車購入費用
- ・ 標準仕様としてそれに付属する備品等（鍵及び前バスケットなど）
- ・ 定期メンテナンス費用 ※4
- ・ 防犯登録費用

なお、スタッドレスタイヤは実情にあわせて対象となる可能性がある。

##### II 自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット

- ・ スポーツタイプのヘルメット

##### III 保険

- ・ 盗難保険、傷害保険、賠償責任保険 ※4

※4：対象期間は交付決定日～事業完了日まで（案分して事業期間内分のみ補助対象とする）。貸し出しを行う自転車に対して付保する保険に限る。

**【補助対象外とする例】**

**I 電動アシスト自転車**

- ・バックミラー
- ・チャイルドシート
- ・後ろバスケット
- ・ルーフ

**II 自転車用・電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット**

- ・頭部を保護する目的以外の機能性において高付加価値を有するものと認められるヘルメット

**III 保険**

- ・自転車利用者が加入すべき個人賠償責任保険等保険費用

## 別添3

### GPSロガー等のI o T端末が満たすべき仕様

GPS（全地球測位システム；Global Positioning System）やみちびき（準天頂衛星システム）によって得られる位置データ等が取得できる機器で、原則、データを随時通信して送信する機能を有するものであって、以下に該当するもの。

#### 1. 補助対象機器・サービス

##### ○GPSロガー

- ・GPSやみちびきによって位置データ等が取得できる機器
- ・位置データには走行ルートのプロット図を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、緯度・経度データ等を含むこと。
- ・データ欠損が出ないように電源供給機能を保持すること。
- ・自転車1台ごとにGPSロガーを1台用意すること。
- ・GPSロガー機器番号は、利用者ごとに重複しないよう設定すること。
- ・通信機能またはデータ取り出し機能を用いて位置データを取得すること。
- ・事業期間中は本事業以外には使用をしないこと。

##### ○位置データ送信機器

- ・原則、位置データ等を通信により送信する機能を有すること。
- ・3Gや4G規格の通信ができる機能を有すること。
- ・リアルタイム送信をする必要はないが、走行した日に取得したデータは原則翌日0時までに送信すること。

##### ○GPSビューア

原則、走行ルートが地図上でプロット図として見られるソフトウェアやシステム。

##### ○GPSデータダウンロードサービス

原則、各自転車から送信される位置データを取得することができるサービスであること。

#### 【補助対象とする例】

- ・通信機能はないがデータ取り出し機能を用いて位置データを取得できるGPSロガー
- ・GPSロガーで使用するSDカード

#### 【補助対象外とする例】

- ・本事業の対象自転車以外の位置データ等が表示されたGPSビューア
- ・本事業に必要なのない機能が過剰に搭載されたGPSロガー

#### 2. 補助の要件

位置データを原則10～60秒間隔で取得すること

#### 3. 位置データ等フォーマット仕様

##### 1) 位置データ

- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車のデータ
- ・走行ルートのプロット図を作成するためのGPSロガー機器番号、タイムスタンプ、緯度・経度データ等
- ・データフォーマットはCSV形式

- ・緯度・経度データは NMEA 形式または Degree 形式で記載

データは以下の順で取得して記録すること

- ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥

番号	項目	フォーマット	入力例
①	GPS ロガー機器番号	任意	GPS01
②	日付 (日本標準時)	yyyy/mm/dd	2020/12/31
③	時刻 (日本標準時)	hhmmss	101122
④	緯度経度の形式フラグ NMEA 形式 or Degree 形式	NMEA or Degree	NMEA or Degree
⑤	緯度	NMEA 形式 dddmm. mmmm	NMEA 形式の場合： 3567. 5893
⑥	経度	Degree 形式 ddd. dddd	Degree 形式の場合： 35. 671802

## 2) 使用者別データ

- ・補助対象となるすべての電動アシスト自転車のデータ
- ・使用者別情報を作成するための GPS ロガー機器番号、タイムスタンプ、1日あたりの走行実績等
- ・機器 (個人) 単位で1日単位でデータを記録する
- ・データフォーマットは CSV 形式

データは以下の順で取得して記録すること

- ①, ②, ③, ④, ⑤

番号	項目	フォーマット	入力例
①	GPS ロガー機器番号	任意	GPS01
②	日付 (日本標準時)	yyyy/mm/dd	2020/12/31
③	1日あたりの走行距離	メートル	1234. 56
④	1日あたりの使用時間	分	78. 90
⑤	1日の内の最長走行距離	メートル	567. 89

- ※位置データが15分以上変わらない場合は、自転車未使用として扱う。  
使用が日にちをまたぐ場合の使用は前日のデータとして扱う。

別表 2

補助金の名称	補 助 事 業		補助率
	補 助 対 象 経費の区分	内 容	
多様なモビリティ導入支援事業（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）	電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業	電動アシスト自転車購入費、ヘルメット購入費、GPS購入費、GPS運用費、謝金、旅費、会議費、会場借料費、広告費、印刷費、通信費、事務機器リース費、消耗品費、振込手数料、外注費、委託費、臨時雇用員費、その他事業を実施するために必要な経費	2 / 3 以内

(様式第1)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付申請書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 年 月 日 (ただし交付決定日以降)

(完了予定日) 年 月 日

4. 補助事業に要する経費 円

5. 補助対象経費 円

6. 補助金交付申請額 円

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

(注2) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)をいいます。

(注4) 共同申請の場合は、「申請者」に共同申請を構成する全ての申請者に関する事項を記入してください。



## 7. 補助事業の実施計画

### (1) 補助事業の内容

### (2) 事業実施地域

### (3) 電動アシスト自転車導入台数

	導入台数
合計導入台数	台
うち2輪タイプ	台
うち3輪タイプ	台

### (4) 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

	金額
自己資金	円
起債又は借入金	円
その他	円
多様なモビリティ導入支援事業費補助金	円
上記以外の補助金等	円
合計	円

(5) 添付書類

- 1) 申請者の営む主な事業がわかる書類 【地方公共団体は提出不要】
- 2) 申請者の資産及び負債に関する事項（財務諸表等） 【地方公共団体は提出不要】
- 3) 様式第1別紙①、様式第1別紙② 【地方公共団体は提出不要】
- 4) その他事業内容に関する補足説明資料  
※事業実施計画の詳細や安全講習会などの計画、利用規約案、費用積算根拠（見積書）、体制等

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第1別紙①)

年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 印

### 暴力団排除に関する誓約事項

多様なモビリティ普及推進事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第21条の規定に基づき、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(様式第1別紙②)

役員等一覧(記載例)

会社名	役職名	(フリガナ)	住 所	生年月日	性別
		氏 名			
株式会社訓練	代表取締役社長	ケン ジツ	〇〇県××市△△町1番地	昭和30年3月4日	M
		訓練 実施			
株式会社訓練	常務取締役	トウキ イロウ	△△県〇〇市××町2番地	昭和40日1月1日	M
		東北 一郎			
株式会社訓練	取締役営業本部長	カンザイ ハコ	××県△△市〇〇町3番地	昭和45年12月24日	F
		関西 花子			

- ※生年月日は和暦で記載してください。
- ※交付規程第21条の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。
- ※共同申請による場合、各者(企業等)全ての役員全員を記載してください。
- ※本様式の提出をもって、様式第1別紙③ 電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局「個人情報の取扱いについて」に対し、申請者及び本一覧に記載された役員等全員の同意があったものとみなします。

(様式第1別紙③)

## 個人情報の取扱いについて

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業（以下、「本事業」と記載）事務局（一般社団法人環境パートナーシップ会議）は、本事業において取得した個人情報について、関係法令及び本事業公募要領、交付規程、当法人の定める「個人情報保護方針<sup>1</sup>」等に基づき適正に管理するとともに、以下の通り取扱います。

本取扱いに同意いただける場合は、提出する個人情報について本人の了承を得た上で、他の申請様式とともに、様式第1別紙①（暴力団排除に関する誓約事項）に押印し、事務局宛にお送りください。

### ○利用目的

本事業にて定められた不支給要件の確認のため。

なお確認に際し、必要に応じて、様式第1別紙①（暴力団排除に関する誓約事項）記載の情報の範囲で、事務局及び公的機関、本事業委託先等に、書面又は電子媒体により情報を提供することがあります。

### ○お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望等は、下記の窓口までお申し出ください。

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階

TEL：03-6825-5478

※電話受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～17:00（土日祝日を除く）

E-mail：epac@surece.co.jp

HP：https://epc.or.jp/category/fund\_dept/epac

<sup>1</sup> 一般社団法人環境パートナーシップ会議「個人情報保護方針」  
<https://epc.or.jp/about/personal-information>

(様式第2)

番 号  
年 月 日

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名 宛て

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付決定通知書

令和2年〇〇月〇〇日付け第〇号をもって申請のありました令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和2年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のありました令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助対象経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。また、補助対象経費は実績報告に伴う電動アシスト自転車の貸出実績等を基に最終確定されるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付規程(以下「交付規程」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、補助事業者の外注先等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。

- (1) 交付決定の取消、助成金の返還及び加算金の納付
  - (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
  - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
  - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
  - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 補助事業者は、事務局が別途定める要領に従い、自転車安全対策に関する講習の実施、補助事業で取得した全ての電動アシスト自転車の利用状況（位置情報）の収集、電動アシスト自転車の利用者の意見徴収を行い、それらの結果を実績報告時に事務局へ提出しなければなりません。
8. 補助事業者は、自転車安全対策に関する講習の受講が完了し、補助事業者が定める利用規約に同意した者に対してのみ、電動アシスト自転車を貸出すものとします。
9. 補助事業者は、貸し出しを行う電動アシスト自転車について、定期的な整備・点検を行い、安全性確保上の責任を負うものとします。
10. 補助事業者は、利用者に係る情報及びGPSロガー等のIoT端末を通じて収集する情報について、個人情報保護法に準じた厳格な取り扱いを行わなければなりません。
11. 貸出実績及び利用実績が著しく少ない電動アシスト自転車の購入費用およびそれに相当する費用等については、補助対象として認められない場合があります。
12. 補助事業者は、補助事業が完了し補助金の交付を受けた後、令和3年度までは補助金で取得した財産を活用して、補助目的の達成のために努めなければなりません。なお事業完了後の経費は本補助金の対象とはなりません。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称

及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 計画変更(等) 承認申請書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付  
規程第8条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。



(様式第4)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称

及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 事故報告書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付  
規程第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額

円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称

及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 状況報告書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付  
規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿  
補助事業者

住所  
氏名

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 実績報告書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付  
規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の内容
  - (2) 重点的に実施した事項
  - (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

- (1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自己資金	
起債又は借入金	
その他	
多様なモビリティ導入支援事業費補助金	
上記以外の補助金等	
合 計	

- (2) 支 出

- (イ) 総括表

(単位：円)

補助事業に 要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第18条第3項の規定に基づき、様式  
第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明  
記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(様式第7)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 精算 (概算) 払請求書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金 (電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付  
規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算 (概算) 払請求金額 (算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳 (概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第8)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称

及び代表者の氏名

印

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第14条第1項による額の確定額）                   | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.）                           | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第19条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第10)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第19条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第11)

番 号  
年 月 日

電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業事務局 殿

補助事業者

住所

氏名

法人にあつては名称  
及び代表者の氏名

印

令和元年度補正予算 多様なモビリティ導入支援事業費補助金  
(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 財産処分承認申請書

多様なモビリティ導入支援事業費補助金(電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業) 交付規程  
第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

### 1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日  
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

### 2. 処分理由